

神戸市地域サービス情報システム利用者登録約款

●利用者登録

第1条 神戸市地域サービス情報システム（以下「あじさいネット」という。）を利用しようとする方は、次の各号の要件を満たし、本約款を承認のうえ所定の利用者登録申請の手続きをされ、神戸市が適当と認めた方に限り、利用者登録を行うことができるものとします。

(1) 満16歳以上の方

(2) 神戸市に在住、在勤、在学している方

2 利用者登録を完了した方（以下「登録者」という。）は、所定の様式により届出を行うことにより、複数の登録者で構成する団体として登録できるものとします。

●利用者登録カードの発行と取扱い

第2条 神戸市は、登録者に対し、利用者登録番号（以下「登録番号」という。）及び氏名を表面に印字した、利用者登録カード（以下「登録カード」という。）を発行します。登録者は、登録カードを受け取ったときには直ちに登録カードの所定の欄に署名をしなければなりません。

2 登録カードの発行には、適切な利用者登録申請後、1箇月から2箇月程度かかります。

3 登録カードは登録者又は登録者の同居家族しか使用できません。また、登録者は、善良なる管理者の注意をもって登録カードを使用し、管理しなければなりません。

4 登録者は、他人に登録カードを譲渡、貸与することはできません。

5 登録カードの使用、管理に際して登録者が前3項に違反した場合、その違反に起因して登録カードが不正に利用されたときは、登録者が施設の使用料等について支払いの責任を負うものとします。

●登録日、登録期間、登録料

第3条 所定の利用者登録申請の手続きをされ、神戸市が登録料の収納確認した日を登録日とします。

2 登録日の属する月の翌月1日から起算して1年間を登録期間とします。なお、登録期間満了の1箇月前までに登録者から廃止の申請がなく、神戸市が引き続き登録者と認める場合は、登録の継続申請及び承認がなされたものとみなし、登録期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとします。

3 登録者は、神戸市に対し、所定の方法で登録料1,000円を支払うものとします。前項の規定により登録期間を延長した場合も同様に登録料を支払うものとします。支払われた登録料は、いかなる理由によっても返還しません。

●利用者登録番号、パスワード

第 4 条 神戸市は、登録者全員に異なる登録番号及び異なるパスワードを割り当て、所定の方法によりあじさいネットへ登録します。

2 登録者は、登録番号及びパスワードを他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理しなければなりません。

3 利用申請の際に入力された登録番号及びパスワードが、登録された利用者登録番号及びパスワードと一致することを確認してあじさいネットが使用された場合、登録番号及びパスワードにつき盗用その他事故があっても、登録者が施設の使用料等について支払いの責任を負うものとします。

●施設の利用申請等

第 5 条 登録者は、あじさいネットにおいて登録番号及びパスワードを入力することにより、次の各号に掲げるサービスを受けることができます。

- (1) 抽選申込み及び抽選申込みの取消し
- (2) 抽選結果の確認
- (3) 利用申請及び利用申請の取消し

2 前項各号の手続きは所定の期日に行う必要があります。

3 第 1 項第 1 号及び第 3 号の手続きは所定の回数制限に従うものとします。

●施設利用における遵守事項

第 6 条 施設の利用にあたっては、当該施設に定められた利用規則等に従い、定められた目的以外には使用しないものとします。

●施設の使用料等及び登録料の支払い

第 7 条 あじさいネットにより利用申請を行った施設の使用料等及び登録料は、登録者指定の預貯金口座から口座振替の方法により、次項に定める納入期日に支払うものとします。

2 施設の使用料等の納入期日は施設を使用した日の属する月の翌月の 14 日とし、登録料の納入期日は登録日の属する月の月末とします。ただし、初年度の登録料については、利用者登録申請の手続きにおいて、金融機関からの承認を得た後、直近の月末に口座振替を行うものとします。なお、振替日が金融機関の休業日の場合は、金融機関の翌営業日とします。

3 施設の使用料等及び登録料の口座振替が不能となった場合、第 5 条のサービス利用を一時停止します。

4 施設の使用料等及び登録料の口座振替が 2 回にわたり不能となった場合、利用申請を取消します。その場合、施設の使用料等については、当該利用申請を行った施設の窓口等にて直接支払うものとし、登録料については、神戸市が発行する納入通知書により支払うものと

します。

●施設の使用料等及び登録料の請求者

第 8 条 施設の使用料等については、神戸市及び神戸市から委託等を受けた施設管理者が請求し、登録料については、神戸市が請求します。将来、施設管理者が追加又は変更となった場合は、登録者があじさいネットで当該施設の利用申請を行うことにより、当該施設管理者を請求者として承認したものとみなします。なお、施設管理者の一覧は、あじさいネットホームページに掲載します。

●領収証書等

第 9 条 施設の使用料等の領収証書は、当該施設の窓口等にて発行するものとします。

2 登録料の口座振替済通知書は送付せず、登録者の預貯金通帳への記帳をもって、これに代えるものとします。

●登録カードの紛失、盗難

第 10 条 登録者は、登録カードを紛失した場合や盗難にあった場合、直ちにその旨をあじさいネット事務局（以下「事務局」という。）に届け出るものとします。

2 前項の届出までに他人に登録カードを使用されて施設を利用された場合は、登録者が施設の使用料等の支払いの責任を負うものとします。

●登録カードの再発行

第 11 条 登録カードの紛失、盗難、毀損、滅失等により、登録カードの再発行が必要な場合、登録者は所定の様式により事務局に申請を行うものとします。

●利用の一時停止

第 12 条 登録者が次の各号のいずれかに該当した場合、第 5 条のサービス利用を一時停止するものとします。

(1) 施設の使用料等及び登録料の支払いが滞っている場合

(2) 不正なソフトウェアの使用等により、あじさいネットの正常な運営を妨げた場合、又は他の登録者の利用を妨げた場合

(3) 前各号に掲げるもののほか、神戸市が必要と認めた場合

●届出事項の変更

第 13 条 登録者は、氏名、住所、電話番号、身体障害者手帳又は療育手帳の有無、預貯金口座等に変更が生じた場合は、遅滞なく所定の様式により事務局に届け出るものとします。

2 前項の届出がないために、神戸市及び施設管理者並びに事務局からの通知又は送付書類

その他のものが延着、又は到着しなかった場合には、通常到着すべきときに登録者に到着したものとみなします。

●登録資格の喪失

第 14 条 登録者が次の各号のいずれかに該当した場合、登録者の資格を喪失します。この場合には、登録カードを直ちに返還するとともに、債務全額を返済するものとします。

- (1) 登録者が所定の登録廃止の手続きを行い、神戸市が認めたとき
- (2) 虚偽の申請をした場合
- (3) 本約款のいずれかに違反した場合
- (4) 施設の使用料等及び登録料の支払いを怠った場合
- (5) 住所変更の届出を怠るなど、登録者の責に帰すべき事由により登録者の所在が不明となり、神戸市が登録者への通知・連絡について不能と判断した場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、神戸市が登録者として不相当と認めた場合

●登録情報の字体

第 15 条 申込みされた利用者登録申請書の記入字体が、あじさいネットにおいて処理困難である場合には、類似する標準字体で登録するものとします。

2 前項の規定により標準字体で登録した場合には、あじさいネットで表示する字体、及び郵送物等の字体は標準字体となります。

●運用の停止

第 16 条 神戸市は、あじさいネットの良好な運用を維持するために必要と認める場合、予告なく運用を一時停止することがあります。

●約款の変更、承認

第 17 条 本約款の変更については、あじさいネット又はホームページを利用して告知します。約款変更の告知後に、あじさいネットの登録期間を延長した場合又はあじさいネットで施設の利用申請を行ったときは、変更事項又は新約款を承認したものとみなします。

●附則

1 この約款は、平成 26 年 10 月 1 日から施行します。

2 第 7 条第 2 項における施設の使用料等の納入期日にかかる規定については、利用日が平成 26 年 12 月 1 日以降の施設の使用料等に適用し、利用日が同日前の施設の使用料等については、なお従前の例によるものとします。

3 第7条第2項における登録料の納入期日にかかる規定については、平成26年12月1日以降に登録期間が満了し継続して利用者登録申請を行う方の登録料に適用し、平成26年11月30日までに登録期間が満了し継続して利用者登録申請を行う方の登録料については、なお従前の例によるものとします。

4 第7条第4項における利用申請の取消しにかかる規定については、平成26年12月1日以降に口座振替を行う施設の使用料等及び登録料に適用し、同日前に口座振替を行う施設の使用料等及び登録料については、なお従前の例によるものとします。